

予防行政の沿革

＊財団法人消防科学総合センターHP「消防防災博物館」
(<http://www.bousaihaku.com/>) に基づき一部追加・編集

<自治体消防の発足>

(1) 昭和 10 年代の消防体制

ア 公設消防

昭和時代に入り、都市への人口集中により都市の火災発生危険が高まり、また国際情勢の変転、非常時局の切迫、国防上の重要都市の消防体制の強化を図る目的で、次に示す各都市に順次、東京と同じ公設消防署が設置されていった。

この結果、戦時中における公設消防署設置都市は 36 都市に及び、人員も増大して総数 3 万人を超えるに至ったが、太平洋戦争の終結に伴い、すべて平時体制へ切り替えられ、消防も 1 万人近い人員整理（行政整理）が行われた。しかし、各府県とも比較的戦災を受けない近接都市を知事の職権で消防署管轄区域に編入させ、新消防制度発足までに消防署設置都市の数は 57 都市に増大した。

イ 警防団

昭和 12 年防空法制定を機に防護団と消防組の統一を図ることとなり、内務省は昭和 14 年 1 月 25 日勅令第 20 号をもって「警防団令」を公布し、同年 4 月 1 日から施行された。これにより、新たに民間防空群の主軸として警防団が発足した。

(2) 自治体消防の創設

戦後、総司令部公安課長ハリー・E・プリアム大佐は、アメリカから元ニューヨーク市警察局長ルイス・J・バレンタインを団長とする都市警察改革企画団、及びミシガン州警察部長オスカー・G・オランダールを委員長とするオスカー地方警察企画委員会の二つの調査団を招き、わが国の警察制度の改革に関する調査を行わせた。両調査団は、消防を警察から分離すべきことを報告書の中で強く勧告した。

この報告書が契機となって、政府は昭和 21 年 10 月に「警察制度審議会」を設置するなどして調査審議を行った。

その後、昭和 22 年 9 月 16 日にマッカーサー元帥から片山内閣あての書簡で、警察制度改革に関する最高方針が下された。覚書の基本的方針は、警察を地方分権化し、人口 5,000 人以上の市町に自治体警察を設置させること、及び警察は警察本来の犯罪捜査等に専心し、その他の行政事務は、あげて他の各省に委譲し、かつできるだけ地方自治体をして所掌せしめること等であった。これに基づいて 9 月 27 日、「警察立法に関する件」の覚書が政府に通知されたことに伴い、消防は警察から完全に分離して独立することとなったのである。

昭和 22 年 12 月 23 日、消防組織法（法律第 226 号）が公布され、翌 23 年 3 月 7 日から施行された。ここに消防は、市町村がその責任においてすべて管理する自治体消防へ移行し、それに際して新生消防は、予防行政という新しい使命を担うこととなった。

1 昭和20年代

(1) 消防法の制定

新生消防は、それまでの火消しの消防から脱却して、新たに火災予防に力を注ぐこととした。近代消防は、火災を鎮圧して終了というのではなく、いかに火災を発生させないか。火災の後に消防が出てくるのではなく、火災の前にも消防が存在すべきだと考えたのである。よって、昭和23年7月24日公布された消防法は、特に火災予防を重視したものとなった。同法の制定により、これまで事実行為としか認められなかった行為に法的裏づけがなされたにとどまらず、従前の警察にはなかった予防行政上の新たな権限が広く消防に与えられたのである。

すなわち、消防法において、「火災の予防のための措置」「建築同意」「危険物の規制に関する事項」「消防の設備等」「火災の調査」などが規定され、ここに火災予防に関する制度は、初めて体系的なものとして確立され、自治体消防の内容を豊富にしていたのである。

(2) 火災予防運動

火災予防は、消防に権限が与えられればそれで事足りるというものではなく、国民一人ひとりに火災予防に対する意識の向上がなくては実現不可能である。そこで国家消防本部（昭和27年国家消防庁を改称）は、防火思想の向上を目的に、春秋2回にわたって全国統一火災予防運動を実施することとし、昭和28年秋から実施した。

2 昭和30年代

(1) 消防用設備等に関する政令基準化

昭和30年代に入って劇場、飲食店、映画館、旅館、学校、病院等の火災により、多数の犠牲者が発生した。消火設備、警報設備、避難設備など消防用設備等については、法律で設置・維持義務が規定されていたものの、技術基準については市町村条例に委任されていたことから、その実効性を確保すべく、昭和35年の消防法改正により、その政令基準化が図られた。これを受け、翌36年に消防法施行令が制定され、全国統一的な設置・維持が図られることとなった。

* これに先んじて、同様の事情により危険物保安についても昭和34年に政令基準化が図られている。

(2) 防火管理者制度の導入

昭和35年の法改正により、従来の防火責任者制度を防火管理者制度に改め、防火管理者を置かなければならない対象物の範囲、防火管理者の果たすべき業務内容について拡大が図られた。

(3) 消防用機械器具等に関する義務検定制度の導入

昭和38年には、それまで任意であった消防用機械器具等の検定を義務制とし、新たに日本消防検定協会が設立された。これに伴い、検定業務は消防研究所から同協会へと移行した。

3 昭和40年代

(1) 消防設備士制度の創設

昭和30年代後半から、不特定多数の者を収容する防火対象物において火災が発生し、いざ消防用設備等を使用しようとしても活用できない設置の仕方であったり、十分に機能しないため被害が拡大するという事例が多数みられるようになった。このため、昭和40年の消防法改正により消防設備士制度が創設され、防火対象物に設置が義務づけられている消防用設備等のうち一定のものに関する工事・整備を消防設備士に行なわせることが義務づけられた。

(2) 共同防火管理制度の創設

昭和43年の消防法改正により、管理系統の分かれる高層建築物、地下街及び地階を除く階数が5以上の複合用途防火対象物においては、共同して防火管理を行わなければならないこととされた。

(3) 防災規制の導入

昭和43年の消防法改正により、高層建築物、地下街及び不特定多数の者を収容する施設においては、火災を拡大させないためカーテン、幕類を防災性能を有する物を使用しなければならないこととされた。

(4) 既存の特定防火対象物に係る消防設備基準の遡及適用

昭和47年の大阪市千日デパートビル火災、昭和48年の熊本市大洋デパート火災など惨事が続発したことから、昭和49年に消防法の改正が行われ、これまで改正後の技術基準が原則として適用されないこととなっていた既存防火対象物におけるスプリンクラー設備等の設置・維持についても、百貨店、旅館、病院等の特定防火対象物にあたっては、遡及適用されることとなった。

(5) 消防設備点検制度・同資格者制度の創設

昭和49年の消防法改正により、消防用設備等に関する点検報告制度が創設されるとともに、一定の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者による点検報告が義務づけられた。

4 昭和50年代

(1) 適マーク制度の運用

昭和55年11月に発生した栃木県川治プリンスホテル火災や昭和57年2月に発生したホテル・ニュージャパン火災を契機として、昭和56年度から多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、措置命令に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が全国的に運用されることとなった。昭和58年度からは、同制度の対象範囲が劇場や百貨店等にも拡大された。

(2) 準地下街の導入等

昭和55年の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発事故を教訓に、昭和56年の消防法施

行令の改正により、一定規模以上の地下街についてはガス漏れ火災警報設備の設置が義務づけられるとともに、令別表第1の用途区分に新たに「準地下街」が追加され、地下街に準ずる防火安全対策が義務づけられることとなった。

6 昭和60年代～平成初期

昭和62年の松寿園火災を踏まえ、社会福祉施設等のうち自力避難困難者が多数存するものについて、屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置対象が拡大された。同じく、平成2年の長崎屋尼崎店火災を契機に、物品販売店舗等について、スプリンクラー設備の設置対象が拡大された。

7 平成10年以降

(1) 新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた安全管理の徹底等

平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえ、平成14年に消防法改正が行われ、防火対象物における安全管理及び消防機関による違反是正の徹底が図られた。

- 防火対象物点検報告・同特例認定制度の創設
→ 当該適合表示制度の導入に伴う「適マーク」の廃止
- 避難上必要な施設（廊下、階段、避難口等）の管理義務づけ
- 消防機関による立入検査権限の強化
- 命令・罰則の強化等（物件除去命令等の創設、消防吏員への命令権限の付与、命令を発した場合の公示義務づけ、罰則の強化）

(2) 消防用設備等の技術基準に関する性能規定化

新技術の円滑な導入等の観点から、消防用設備等の技術基準に関する性能規定化を図るため、平成15年に消防法の改正が行われ、従来の消防用設備等に代えて新たな特殊消防用設備等を用いる場合の規定の整備が図られた。

(3) 住宅用火災警報器の設置義務化

近年、住宅火災による死者が増えており、今後の高齢化の進展に伴い更に増加することが懸念されること等から、米英において死者低減に大きな効果が認められた住宅用火災警報器について、平成16年の消防法改正により、住宅への設置・維持が義務づけられた。

(4) 大規模地震に対応した消防防災体制の強化

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況下で、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保は喫緊の課題であることから、平成19年の消防法改正により、防火管理者や防火対象物定期点検報告等の防火に関する諸制度を、地震等の火災以外の災害にも準用し、防災体制の整備を促進するための制度を導入した。